

区連会 資料 3-6

旭地振第 43 号
令和 5 年 4 月 18 日

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

令和 5 年度旭区まちぐるみ地域防犯推進事業活動助成金について

旭区内の地域防犯力を高め、街頭犯罪等の発生を抑止していくため、今年度も防犯自主活動実施主体となる予定の自治会町内会を対象に「まちぐるみ地域防犯推進事業助成金」を交付し、地域防犯活動を支援します。

については、下記要領にて助成金の申請の受付を開始いたしますので、希望される団体は、申請書類を作成の上、下記担当まで御提出くださるようお願い申し上げます。

1 助成対象となる事業

令和 5 年度に地区連合町内会又は自治会町内会が実施する**地域自主防犯活動事業費**

【主な具体的用途】消耗品費（防犯腕章、ジャンパー等）、印刷製本費（チラシ等印刷）、
通信運搬費（郵送料）、燃料費（パトロール車ガソリン代）等

※パトロール実施者への謝礼金品、酒類の購入費、防犯灯に関する経費、総会等への参加費は補助対象外です。

2 助成額

(1) 地区連合

「活動経費（支出予定総額）」の 1/2 とし、50,000 円を上限とします。

(2) 単位自治会町内会

「活動経費（支出予定総額）」の 1/2 とし、20,000 円を上限とします。

3 交付条件

(1) 地区連合については「月 1 回以上」、単位自治会町内会については「週 1 回以上」の防犯活動（パトロール、見守り活動、研修会等）の実施を条件としております。

しかしながら、今年度においても昨年度同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、活動が未実施の場合は交付条件から除外させていただきます。

裏面へ続く

- (2) 当助成金を申請する地区連合傘下の単位自治会町内会が申請する場合には、地区連合主催分の活動実績を単位自治会町内会の活動予定として**重複計上をすることができません**ので御注意ください。
- (3) 地区連合の申請については、地区連合が**主催**して防犯活動を月1回以上実施する場合についてのみ助成をします。
- (4) 実績報告の際は、**1件(同一案件)の支出合計金額が10万円以上のものがある場合は、領収書の写しも併せて御提出ください。**
- (5) 地域活動推進費補助金、防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金等**補助の対象経費が定められている「他の補助金」**の交付を受ける場合には、当助成金の対象支出経費を重複して計上することができません(対象外経費)ので御注意ください。
- (6) 助成金は**旭区予算の範囲内**で交付決定します。そのため、**申請団体が多い場合には助成額を一律減額決定**する場合がありますので、御承知おきください。
- (7) 助成金は前金払いで交付しますが、翌年4月に活動実績報告書類(交付決定通知に同封)を御提出いただきます。その際、**交付決定金額の2倍以上の支出額**がなかった場合には、交付額の2倍の金額との**差額を返還**していただくことになりますので御注意ください。
- (8) 前年度の助成金の交付を受け、実績報告書類を提出していない場合は、今年度の申請ができませんので、未提出の団体は至急報告書類を御提出ください。

4 申請方法及び申請関係書類

以下の3点の書類を郵送または直接区役所地域振興課窓口へ御提出ください(ホームページにも申請書様式が掲載されておりますので、御活用ください)。

- (1) 助成金交付申請書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 年間活動計画書(各団体独自のもので**防犯活動日程・内容が明記**されたもの)

※ 書類の様式を改正していますので、新様式をお使いください。

※ これらの書類は、横浜市市民協働条例(平成24年6月横浜市条例第34号)第7条第4項の規定に基づき、提出された書類は公開の対象となります。

※ ホームページ掲載箇所

横浜市旭区トップページ → 区の暮らし・総合 → 防災・防犯 → 防犯
→ 旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金について

5 申請期限

令和5年8月31日(木)まで

〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12

旭区役所地域振興課 地域活動係(窓口21番)

担当: 渋谷・樋口 Tel 954-6091

第1号様式（第6条第1項）

助成金交付申請書

年 月 日

横浜市旭区長

（住 所）

（自治会町内会名）

（代表者名）

（担当者名）

（連絡先電話番号）

地域防犯活動の推進のため、年度旭区まちぐるみ地域防犯推進事業を、添付資料のとおり実施しますので、経費の一部助成を申請します。なお、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金交付要綱を遵守します。

1 助成を受けようとする額

¥

2 添付資料

- （1） 年間活動計画書（各団体独自のもの）
- （2） 収支予算書（第2号様式）

3 書類の閲覧

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

第2号様式（第6条第2項）

収支予算書

地区連合自治会町内会・自治会町内会名（ ）

1 収入額

(単位：円)

項目	予算額	説明
区交付金		旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金
収入合計		

2 支出額

(単位：円)

	項目	予算額	説明
助成対象経費	会議費		
	活動費		
	事務費		
助成対象外経費			
	支出合計		

この様式は、横浜市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

助成金交付申請書

申請書の提出日をご記入ください。

年 月 日

横浜市旭区長

会長の住所をご記入ください。

(住 所) 旭区〇〇〇〇〇

(自治会町内会名) 〇〇〇自治会

(代表者名) 旭 太郎

(担当者名) 同上

(連絡先電話番号) 〇〇〇-〇〇〇〇

書類作成担当者がある場合にご記入ください。会長が作成する場合は「同上」とご記入ください。

地域防犯活動の推進のため、令和5年度旭区まちぐるみ地域防犯推進事業を、添付資料のとおり実施しますので、経費の一部助成を申請します。なお、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金交付要綱を遵守します。

1 助成を受けようとする額

¥20,000

助成金の申請額は、補助対象経費全体の1/2又は上限額です。

【上限額】

- ・地区連合の場合 : 50,000円
- ・単位自治会の場合 : 20,000円

2 添付資料

- (1) 年間活動計画書（各団体独自のもの）
- (2) 収支予算書（第2号様式）

防犯活動の日程、内容などが記載されたものを添付してください。

(助成の条件)

- ・地区連合 : 月1回以上の活動
- ・単位自治会 : 週1回以上の活動

3 書類の閲覧

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

